

**○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第24号**

佐賀県内の河川におけるヤマメ（エノハ）の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条1項及び同法第171条第4項の規定により次のとおり指示する。  
ただし、佐賀県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

昭和51年12月20日  
令和3年3月31日一部改正

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会長 有吉敏和

- 1 2月1日から2月末日までの間、ヤマメ（エノハ）の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和3年4月1日から令和5年12月31日までとする。

**○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第28号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条1項及び同法第171条第4項の規定により、ムツゴロウの資源を保護し、及び育成を図るため次のとおり指示する。  
ただし、佐賀県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

昭和61年5月9日  
令和3年3月31日一部改正

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会長 有吉敏和

- 1 次の区域内においては、ムツゴロウを採捕してはならない。  
六角川のうち次の直線A及びBによって囲まれた区域  
直線A 佐賀県小城郡芦刈町と同杵島郡福富町との間に設置されている六角川河口堰の下流端  
直線B 佐賀県小城郡芦刈町と同杵島郡福富町にかかる住ノ江橋下流端
- 2 指示の期間は、令和3年4月1日から令和5年12月31日までとする。

**○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第56号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条1項及び同法第171条第4項の規定により、水産動物の資源保護のため、次のとおり指示する。  
ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

平成31年3月26日  
令和3年3月31日一部改正

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会長 有吉敏和

- 1 毎年4月1日から5月31日までの間、北山ダム及び同ダムに流入するすべての河川において投網使用による水産動物の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、平成31年4月1日から令和5年12月31日までとする。

#### ○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第57号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条1項及び同法第171条第4項の規定により、水産動物の資源保護のため、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

平成31年3月26日  
令和3年3月31日一部改正

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会長 有吉敏和

- 1 嘉瀬川の佐賀市大和町の川上頭首工（魚道を含む。）から下流同市同町惣座橋までの区域においてすべての水産動物の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、平成31年4月1日から令和5年12月31日までとする。

#### ○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第58号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条1項及び同法第171条第4項の規定により、水産動物の資源保護のため、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

平成31年3月26日  
令和3年3月31日一部改正

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会長 有吉敏和

- 1 松浦川の唐津市原、原中の湾地先松浦大堰堰軸からその上流側50メートル及び下流50メートルまでの区域においてすべての水産動物の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、平成31年4月1日から令和5年12月31日までとする。

#### 佐賀県内水面漁場管理委員会指示第61号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条1項及び同法第171条第4項の規定により、次に掲げる区域における水産動物の保護繁殖を図るため、水産動物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和2年7月30日  
令和3年3月31日一部改正

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会長 有吉敏和

1 禁止期間

令和2年8月1日から令和7年7月31日まで

2 禁止区域

筑後川 三養基郡みやき町大字江口筑後大堰の堰軸からその上流側300メートル及び下流側  
300メートルまでの佐賀県の区域

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第62号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条1項及び同法第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和3年5月14日

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会長 有吉敏和

1 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の内水面に放流してはならない。ただし、県内の内水面で採捕したコイをその場で再放流する場合は、この限りでない。

県内外の公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面で採捕されたコイ

コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場で養殖されたコイ

PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、その結果コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ群のコイ

2 指示の期間

令和3年5月18日から令和4年5月17日まで